

## 最上町農業委員会第 25 回総会議事録

日 時 平成 28 年 06 月 24 日 (金) 午前 10 時 00 分～  
場 所 最上町役場 3 階 大会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男  
日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 議事録署名委員の指名について  
日程第 3 議 案

### 1. 出席委員 (14 名)

1 番 渡部 浩栄      2 番 庄司千賀夫      3 番 奥山定次郎      4 番 菅 孝  
5 番 渡邊 紀栄      6 番 渡部 義信      7 番 大場 充      8 番 高橋 光廣  
10 番 小林 吉雄      11 番 今田 源光      12 番 奥山 勝明      13 番 五十嵐一春  
14 番 二戸 孝一      15 番 後藤 一男

### 2. 欠席委員 (1 名)

9 番 中 畠 聡

### 3. 会議に出席した職員

事務局次長 金田 敏幸  
事務筆耕 大澤 真由美      事務筆耕 齊藤 千枝

### 4. 会議に付議した事項

#### 議事

報告第 1 号 「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成 27 年度農業委員会  
の点検・評価及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対する意見聴取結果の報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 最上町農用地利用集積計画について

## 【開 会】

議 長 :  ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 25 回総会を開会致します。本日は 9 番委員の中嶋聡委員が欠席しておりますが定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 :  日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
  全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 :  日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
  ご異議なしと認めます。それでは、10 番小林吉雄委員、11 番今田源光委員兩名にお願い致します。  
  それでは、日程第 3 議事に入ります。

## 【議 事】

### 報告第 1 号

議 長 :  報告第 1 号「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成 27 年度農業委員会の点検・評価及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対する意見聴取結果の報告について事務局の説明を求めます。

事 務 局 :  「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号経営局長通知) 3 点検・評価及び活動計画等の策定及び 4 点検、評価結果等の報告に基づく、平成 27 年度の活動計画に対する点検・評価及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動についての意見聴取結果について報告するものである。  
平成 28 年 6 月 24 日提出。  
(報告第 1 号について朗読説明  1 件)

議長：ただ今、事務局の説明が終わりました。このことについて、ご意見ご質問をお受けいたしますが、質疑のある方は、議席番号を言ってから挙手の上ご発言くださいますようお願いいたします。質問ご意見はございませんか。ご意見がないようですので、賛成する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって報告第1号は承認されました。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成28年6月24日提出。

(議案第1号 朗読説明 2件)

議長：ただ今、議案第1号について事務局より説明が終わりました。議案第1号については、調査員報告がございますが、調査員が欠席しておりますので、事務局から説明をしていただきました。では、議案第1号について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(5番委員挙手)

5番委員：1番ですが、親子とかそういった関係ですか。

(11番挙手)

11番委員：あわせて、この土地は畑ですか。原野ですか。

事務局：この場所は、図面を見ていただくとわかりますが、線が引かれているわけではなくてその中の115㎡が譲渡人の土地が残っているのですが、登記簿上名義変更という事で、その目的などは農業委員会としては把握しておりません。ただ、変更の申請があり、問題はなかったのので申請を受け、審議をお願いしている状況です。家族間であるかはわかりません。土地は畑です。

議長：5番、11番よろしいですか。

5 番委員

11 番委員 : はい。

議 長 : ほかにございませんか。ないようですので、採決いたします。議案第 1 号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり、決定いたしました。次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 2 号について説明いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出があったので同法施行規則第 6 条第 2 項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成 28 年 6 月 24 日提出。(議案第 2 号 朗読説明 1 件)

議 長 : ご苦労様です。議案第 2 号については、調査員報告がございます。13 番委員お願いいたします。

13 番委員 : 事務局と調査に行ってきました。22 ページの地図を見てください。実際は管理された畑があり、ニラ、ニンニクなど野菜を作っておりました。対価がないということで驚いております。碎石所が碎石の置場がなくなり、隣接地を造成したのだと判断して来ました。以上です。

議 長 : ご苦労様でした。それでは、議案第 2 号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。(3 番委員挙手)

3 番委員 : ここは、碎石のストック場所ですか。(事務局挙手)

事 務 局 : そうです。(3 番委員挙手)

3 番委員 : ストック場所であり、周辺には影響がないといっているが、碎石といっても水で洗ったりなどした際に、近くに川がありますから汚した

りしないのか疑問です。

(11 番委員挙手)

11 番委員 : 川はあることはあるが常に水無川とって、殆ど水は流れていないように思われます。あと、プラントの中にため池のようなものがありそれを利用していると思います。川にはあまり流れていかないと思います。

議 長 : 調査員はただ今の 11 番の件についてどう思いますか。

13 番委員 : ため池で汚水は沈殿していると思いますが、雨が降ったりして水が出たりすれば流れてくる事があると思います。ただ、実際に増水したときに悪影響等の問題はないようです。ただ、今回の申請の場所は、特に問題はないと思います。

議 長 : 特別環境汚染に関係するような事はないという判断でいいのではないかと思います。以後の経過を見守るということが必要かと思ひます。その他ございませんか。ないようですので、議案第 2 号について採決いたします。議案第 2 号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号は原案どおり承認されました。

次に、議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見の決定を使用とするものである。平成 28 年 6 月 24 日提出。

(議案第 3 号 朗読説明 5 件)

議 長 : ただ今事務局より、議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」説明がありました。5 件の議案がありますが、5 番は当事者がおりますので 1 番から 4 番までの案件について審議をお願いいたします。質疑ございませんか。

(3 番委員挙手)

3番委員 : 設定日についてですが、設定の開始日を農期前にしていかななくては  
いけないのではないかと思います。以上です。

議 長 : 3番のご意見で、設定の開始日の変更についてです。  
(事務局挙手)

事 務 局 : この時期に関しましては、おっしゃるとおり確認をして受けて行き  
たいと思います。

議 長 : 当事者どうしの契約賃借ということで、その辺は改革していかなく  
てはいけない点かと思しますので、事務局の方で適切に対応して頂き  
たいと思います。このようなご理解でよろしいですか。

3番委員 : はい。

議 長 : 他にございませんか。ないようですので議案第3号の1番から4番  
までの案件につきまして採決いたします。議案第3号について原案ど  
おり決定する事に賛成の方は挙手お願いいたします。  
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第3号1番から4番までは原案ど  
おり決定いたしました。続きまして、会議規則第11条により当事者退  
席の審議となっております。当事者が私本人ですので、一時退席いた  
します。審議につきましては、職務代理を指名いたします。  
(当事者退席)

職務代理 : 暫時の間、議長に代わりまして進行させていただきます。それでは、  
議案第3号の5番の案件について質疑をお願いいたします。ございま  
せんか。  
(10番委員挙手)

10番委員 : 何を作付けしますか。  
(事務局挙手)

事 務 局 : ソバを作付けするということでした。

10番委員 : わかりました。

職務代理 : その他にございませんか。ないようでしたら、採決いたします。議案第3号の5番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成多数。議案第3号の5番については承認されました。

(退席者着席)

議長 : ありがとうございました。

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成28年度第25回総会を閉会いたします。